

第9回 甲賀市市民参画、協働推進検討委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成30年12月14日（金） 14時30分～16時30分

【場 所】 甲賀市役所 3階 会議室301A

○出席者

委 員：11名（委員総数15名）

青木委員、安達委員、澤委員、中川委員、中島（教）委員、西村委員、  
波多野委員、本馬委員、薮下委員、吉田委員、中島（初）委員

事務局：柚口、北田、福澤

傍聴者：なし

○議 題

- 1 あいさつ
- 2 第8回会議録の確認
- 3 委員会からの指摘事項とその後の対応状況について
- 4 自治振興会のあり方について
- 5 自治振興交付金の手引きの見直しについて
- 6 その他

開会

○事務局

第9回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会を開催いたします。

- 1 あいさつ

○中川委員長

皆さんこんにちは。少し寒くなってきました。お集まり頂きありがとうございます。いよいよ第9回になりました。議論もかなり煮詰まって、整理されてきたと思います。これからは淡々と確認をしていきながら、進めていけるのではないかと期待しています。今日もどうかよろしく願いいたします。

議事

- 2 第8回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認

○中川委員長

「第8回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認」については、ご確認いただき、発言の内容に修正がある場合は、12月25日までに事務局までにご連絡をお願いすることとしてよろしいですか。事務局で修正をされた後、ホームページに公表していただくこととなります。

### 3. 委員会からの指摘事項とその後の対応状況について

#### ○事務局

資料「委員会からの指摘事項とその後の対応について」の説明

#### ○中川委員長

ただ今、「委員会からの指摘事項とその後の対応について」説明されました。ご質問やご意見等がございましたら発言をお願いします。

#### ○吉田委員

番号1について、説明を行うとあるが、どのように説明するかはまだ決まっていな  
いということですか。

#### ○事務局

具体的に資料をお示しできればよかったですのですが、具体的にこれでいくというのは  
まだ決まっていません。方向性は、この指摘事項が根幹にあります。

#### ○吉田委員

番号6と7について、基礎交付金・区活動交付金のチェック体制の確立、内部監査  
員の確認とありますが、具体的にはどういうことですか。

#### ○事務局

後で出てきますが、自治振興交付金の手引きのところで、徹底したかたちで記載し  
なければならないと考えており、場合分けが必要になってくると思います。実際細か  
いところまでの記載については、検討中というのが現状です。89条違反になること  
は避ける必要がありますので、違反にならないようにするためにはどうしたらよいか  
ということになります。

基礎交付金については、支払い方法としては、自治振興会が主導して支払っている  
場合と、地域に渡して地域が必要な分を支払っている場合があります。自治振興会が  
事業主体になっている場合は、問題がないと思いますが、地域（区・自治会）へ渡し  
た後、どのように使われたかをチェックする方法の確立（区からの報告を受けるなど）  
の検討も必要になると考えています。

区活動交付金については、自治振興会ができる前も含めて今までは、3つのパター  
ンがあり、区長協力事務費と区活動費均等割・世帯割（区長文書の回覧等をしていた  
だいでいる分等）の組み合わせでお渡ししています。実際のところ渡してからのチェ

ックはどこの町もできていません。回覧や区長文書配布などの市の業務を一部手伝っていただいているということで、お渡しさせていただいているというところから、使途については全くチェックできていないのが現状です。前回の会議でお話を聞かせていただく中で、地域（区・自治会）へ渡しきりというのはいけないということだったので、自治振興会の内部監査委員さんの確認・証明をいただく方向で進めていきたいと考えています。

#### ○藪下委員

番号4について、明確化、内部監査、3重のチェック体制とありますが、来年度あたりからやるという考えですか。

#### ○事務局

今年も含めてという認識ではありますが、今年度途中のチェック体制改善は厳しいと考えます。委員会の中でチェックが曖昧というご指摘がありますので、しっかりやっていく必要があるということです。お金だけではなくて、事業自体がどうなのかというご意見もありましたので、その部分も含めて、自治振興交付金の手引きに沿った内容なのかというところをチェックしていく必要があると考えます。最終、地域コミュニティ推進課に実績報告が提出されますが、事業が終了し、全てが固まってからの報告になります。その前の段階のチェック、使う段階でのチェック、疑問に思う部分のところ等、事前に協議はしてもらっていますが、手引きに書いてなくて判断できない部分もあります。今までの分析をさせてもらって、曖昧な部分をなくしていきたい。

#### ○藪下委員

自治振興会における内部監査の部分について、市の方から自治振興会において、年1回は必ず内部監査を行うというような取り決め、ある一定の模範的なルールを提示・指導してもらいたいと思います。

番号11について、来年度あたりから区分化して、単なるグループ化だけでなく、よく似たところで集まるなどの具体的な動きがあるということですか。

#### ○事務局

前回、委員長がおっしゃられたご意見で、自治振興会が進むべき方向性について、甲賀市内全域で全て同じものではダメで、この地域だとかこういうケースがあるという様に、地域を分けた方が、地域マネージャーやセンター長が活動しやすいのではないかと考えています。

#### ○藪下委員

地域マネージャーが上手く横のつながりを持つと、悩み事や活動の相談・話し合い

ができるなど、良いかなと思います。もちろん自治振興会サイドとしても同じことが言えます。

#### ○事務局

自治振興会同士という部分について、地域コミュニティ推進課主導でこことここでやってくださいといったことはあまりなかったと思います。設立当初は、年1回の情報交換会というかたちで、こういう事業をやっていますというような発表の場を設けたことはありました。自治振興会同士で独自に交流されているところは一部あります。交流されているところは、どんどん高まっていく部分があります。去年と一緒の状態、なかなか支援も弱いと、ますます差が広がっていくので、それは避けないといけないと思います。目指すところは一緒ですが、あまり幅が広がらないようにといたしますか、全体でレベルアップしていくというイメージです。進んでいただいている自治振興会は、自立していただいているので、そうではないところの支援をそれぞれの地域の事情に合わせて、的確に支援していくことが大切だと思っています。

#### ○吉田委員

番号11について、「旧町」という括りは、市長の言うオール甲賀の観点からはどうなのかなと思います。

番号4について、チェック体制の明確化について、内部監査をしていくと、地域マネージャーとセンター長、地域コミュニティ推進課とがあります。私どもは、自治振興会内部の監査委員と財政支援団体の行政監査と地域コミュニティ推進課の監査を受けるということです。わかりませんが、行政の監査2回受けているように思います。四半期に1回、地域コミュニティ推進課も監査を受けておられると思いますが、上手くまとまらないものでしょうか。監査の仕組みがわからなくて、これだけ言っておきます。これで大丈夫です。

#### ○西村副委員長

番号1について、かなりきちんと説明しないとわかってもらえないと思います。地域マネージャーの研修でも色々話をさせてもらいましたが、区と自治振興会について、今まで区だけだったのに、なぜ自治振興会ができたのかという背景が、自治振興会の人すらわかっていないという可能性があります。当然に、区の人にもわかっていません。その説明をかなりきちんとしないと、たぶんこのペーパーと条例・規則の話だけでは全くわかってもらえないと思います。何故、自治振興会が必要なのかということ、区の人たちはずっと思っているように見えます。そこをどう解消していくのが大きな課題です。毎年毎年、区長の交代があるわけで、毎回毎回説明していくという姿勢が必要で、そうしないと変わらないと思います。皆さん感じているとは思いますが。この説明がほんとに難しいですし、きちんと説明をして欲しいなと思います。よろし

くお願いします。

もう一つが、チェック体制の部分です。今までもチェックをしているということですよ。それで容認されてきたということですよ。ただ、その容認がグレーだったので、そこをきちんと、これは本当はよくなかったと言えるかどうかだと思います。それが言えない限り変わらないと思います。吉田委員が他のところを見て、自分たちがやっていることと違うのでおかしいと、すごくわかっておられますが、これまで容認してきたわけです。今まで何故、容認できていて、おかしいと言われたときに、どう反論するかということはよく考えてチェックしないと、たぶんそんな話が出てくると思います。そこをきちんと説明できるようにお願いしたいなと思います。

○澤委員

根本的な話です。番号13について、自治振興会は、エリアの住民であれば自動的に構成員であるということですが、逆なことはできないのでしょうか。自治振興会としては、入って欲しくないのです。例を言えば、ご近所であっても反社会勢力に対して、来てもらおうと困るので、接触したくないですし、区としては、区入りしてもらっていません。配布物等については、地域市民センターへ自分で取りにってもらおうようにしています。今はこうした状況ですが、反社会勢力の人たちが自治振興会の構成員だと主張してきた時が、私は以前から怖いなと思っているのです。

○中川委員長

前の委員会でも確認しました。それは、言いがかりであって、例えば、私は甲賀市の市民であるという権利を主張されるのとほとんど一緒のことです。それ以上に、地域の区に入りたいということであれば、区は拒否しますと、自治振興会の構成員というのは、最低限の振興会行事との関わりを持つことができるということであるだけですと言ったほうが良いと思います。

○澤委員

一応は成り立っているけれども、所帯は大きいですがけれども、やっぱり田舎の考え方になります。その不安で、次の人材（会長・副会長）などのなり手が無いというのも課題としてあります。

○中川委員長

その場合は裁判でも何でも起こしてくださいと言ったらいいですよ。

○澤委員

やってるんですけどね。私ぐらいしかやらない。あとの人はみんな怖いので大人しくされています。

○中川委員長

場合によっては行政の人に立ち会ってもらってはどうか。センター長等にも相談して、全部音声記録も録って、相手が何を発言したか、全部記録にとっておくことです。発言内容によっては、それは脅迫ですよということになります。

○澤委員

それを言える人間が何人いるかということですよ。

○中川委員長

そのときに言えるコーディネーターが行政にはいるはずですよ。行政職員はその覚悟を持っていないとダメですよ。ニコニコ笑ってるお世話役とは違います。公序良俗に反するような団体・個人に対しては、毅然と対処しないとダメです。場合によっては、警察に通報しますよと言うべきだと思います。それも地域担当職員の仕事です。私も経験がありますが、窓口で大騒ぎした反社会勢力の人を通報して逮捕してもらいました。そんなことを怖がっていたら公務員は務まりません。地域の人に負担を押し付けるのはダメです。行政も出て行かないといけないと思います。

○澤委員

区の事務所にも、防犯カメラをつけるなどして、対応は地域でもしています。

○中川委員長

今はスマートフォンもあるので、録音機能をオープンにして話したらいいんですよ。そうすれば、相手もしょうもないことを言わなくなると思います。

○澤委員

今は、そんな問題はありませんが、以前にトラブルがありました。

○中川委員長

トラブルの場合は、行政に入ってもらうなど注意してください。行政職員のこのような場合の対処方法などの職員研修も必要かと思います。研修はありますよね。

○事務局

不当要求に対する対応についての研修はあります。

○中川委員長

そういう研修を受けて、鍛錬している職員を派遣してあげてください。

### ○中島委員

番号1について、市がきちんと区と自治振興会の役割等説明をしなければならないと思います。各自治振興会からもフォローというか、市も自治振興会のどちらかが説明していかないといけないのかなと思います。行政だけにしてくれというのはダメだと思います。やっぱり自治振興会もしんどいけれども、会を重ねて、区単位に説明に行くとかしていかないとなかなか分かってもらえないのが現状かと思います。両方がやらないといけないのではないのでしょうか。

### ○吉田委員

番号1がやはり気になります。説明の内容が。委員会等々、私が知る限り、地域で聞くのが、関係性・役割というよりかは、はっきりと行って上下どちらかということが主によく聞かれます。防災、避難所の運営に関しても、どっちが指示命令系統にあるんだということになります。関係性ではないと思います。多くの地域説明会を、過去見ていても、どちらが上下なんですかと質問が出ていることもあったと思います。いい加減はっきりさせる、7年目8年目となりますので、きっちりと整理をして、はっきりと書く必要があると思います。フラットな関係が出すぎていて、結局上下どちらなのかという話になります。この図でいくと、民生委員さん、健康推進員さんがないのでどこなのということにもなります。そういった部分も含めて、甲賀市の場合、イメージ図にするにしても、細かく言われると思います。そうでないと、円卓会議といっても、この辺で集まって、そこで決めていいんだということになってしまう恐れがあります。

先ほどのチェック体制のことも含めて言うと、理事会・役員会の機能とか、総会の機能とかしっかりと位置づけておいた方がいいのではないかと思います。これよりも前のバージョンをお持ちのはずですので、あちらのほうが適切ではないかと思います。

### ○中川委員長

その話は何度も出てきますね。原因は、前も話した通り、明治時代の大区小区制からきています。現在、日本全国に区というものが残っています。区長というのが明治時代の戸長を集めた区の産物であり、戦前の隣組制度まで引っ張ってくると、つながっているわけなのです。事実上の権力構造、役所に物言うのは区長の仕事でありました。それが伝統的にまだ残っているから、どっちが偉いのかということになるのです。選挙になると、区長連合会まとめたほうが票になるとかね、そういうえげつない話がばんばん出てきます。ここと縁切る覚悟が行政にあるかということなのです。相変わらず、お願いするときには、区長連合会を通して、お願いしている部局がある限り、この話は消えません。いついつをもって、行政からのお願いについては、自治振興会を通して行いますと、はっきり宣言しないといけないと思います。その覚悟が必要です。口

で言いながら、片一方では、健康推進員は推進員で縦の構図で勝手にやっているとか、（民生委員は国家機関なので別ですが、）行政が作った縦割り機構があちこちまだ残っているからその話が出てくるのです。その部分について、各部局と市長と協議をした上で、覚悟してください、いついつからは、全て自治振興会を通じて行くと各部局に号令流していかないとダメです。そうでないと、相変わらずどっちが偉いのかという話になります。政治的には実績があるから、区長の方が偉いと思います。新参者の自治振興会は、まだどんなものか分からないので、どっちに従ったらいいのかということになります。区長さんたちは実際にPTAや女性会、子ども会、青少年、NPO、子育てなどなど、全てにおいて歯が立ってるんですかということ。防災・防犯においても、かなり落ちてきているのではないですか。お年寄りの見守りに関しても、自分たちがお年寄りになってきて見守られる側になってきているのではないですか。そういう現実を考えた時に、いつまでもどっちが偉いのかということが続いていくんですかという話です。腹を決める会議です。上っ面の説明をしていますが、通らないと思います。ちょっとぐらいなんやその言い方はと怒らはる人も出てくるかもしれないけれど、そっちにシフトして行くことを分かってもらわないといけないと思います。かといって、区長さんたちを滅ぼすつもりではないんです、ということも伝えないといけません。むしろ区長さんがしてくれている仕事を大事にしながら、軟着陸して行って、長く区長制度を残していきたいという本音を言うべきです。これ以上区長さんたちに負荷をかけられないでしょ、ということです。

他の地区ご覧になってどうですか、西村副委員長。

#### ○西村副委員長

難しいですね。ただ旧村単位になると自治振興会のエリアが広いので、差がバシッとわかっています。蒲生あたりを見ていると、政治的に議員さんを押さえたり、市長を押さえたりと権威を見せるので、議員さんたちも自治振興会を重視したり、ここを通していかないとダメだとわかっておられます。政治的なあたりも自治振興会でもできるぐらいの力を持たないと、区から自治振興会が本当に信頼されないのかな、と思ったりします。何となく蒲生の動きを見るとわかってきてます。各区長がやっぱり自治振興会はすごいなど、こんな人たちを呼んでくるのかと思ってもらうことも大事ではないでしょうか。

大原自治振興会においても、円卓会議の度に、議員さんを呼んできて、県議員さんをお呼びして話もしています。そういう積み重ねも大きいと思います。

#### ○中川委員長

だからこそ自治振興会の会長は、区長連合会の中の力のある人、人望のある人に最初に座ってもらうという作戦が大事になります。反対に区長会と自治振興会とが人材が全然別々で反目しあって固まってしまうケースを許してしまうと、T市の二の舞に

なってしまいます。まちづくり協議会が反区長連合会と違うかと、敵視してしまっているような状態ではいけません。ここは大人の世界ですよ、しっかりとされている、いいなあと思われている区長さんについては、自治振興会の会長に据え続けていく、その3~5年が大事ですっていう話です。その間に常勤で勤めてくれるような役員(経営者)を育てていく、それが蒲生のやり方です。そういうのを見習っていきべきだと思います。区長さんや区は大事にしていけないといけないと私は思っています。ただ、じわじわと自治振興会へ窓口を移して行って、区長さんにかかる負担を減らしていくのも大事であると考えます。その交通整理は、担当課がしないとできないと思います。

#### 4. 自治振興会のあり方について

##### ○事務局

資料「自治振興会に委託できる可能性のある業務調査・県内13市の地域市民センターまちづくりセンターの現状」の説明

##### ○中川委員長

ただ今、「自治振興会に委託できる可能性のある業務調査・県内13市の地域市民センターまちづくりセンターの現状」を説明されました。ご質問やご意見等がございましたら発言をお願いします。

##### ○中川委員長

整理の為に発言しますが、甲賀市にも公民館はありますか。甲賀市では公民館はどのようなあり方をしているのでしょうか。館長は民間の人に頼んでいるのか職員は全部行政からか、民間からなのか、完全に公設公営のところもあるし、千差万別であると思いますが、甲賀市はどうですか。

##### ○事務局

現状、公民館は全て行政で行っています。5つの旧町がありますが、旧町ごとのやり方を踏襲している部分があります。水口町、土山町ですとそれぞれの学区に一つ公民館があって、甲南町・甲賀町・信楽町はそれぞれ町で一つです。

##### ○中川委員長

今後、公民館をどうしていくかは教育委員会の所管だとは思いますが、方針は示されているのでしょうか。

##### ○事務局

最終的な方向性はまだ決まっていません。今、教育委員会の一部作業部会で話をされている中では、旧町単位であった公民館を中央館として各町1箇所ずつを残して最

最終的には5つにしていきたいという思いはありますが、これはまだ最終決定ではありませんので、これから考えていくこととなります。それともう一点、指定管理にしていこうと思えば、例えば公民館ですと地方自治法に基づく条例で指定管理制度を設けないといけないというハードルが一つあります。地域市民センターについては、いろんな形態があり、民間施設を借用しているところ、コミュニティセンターを借りているところ、希望ヶ丘のように防災コミュニティセンターというように公の施設を重複して借りているところもあり、個々の地域市民センターにより状況が違ってきます。その中で指定管理制度が条例として設置を設けてあるところについては、公募して、指定管理者を募集していくということに直ぐに移れることとなりますが、条例を制定するというハードルがございます。

○中川委員長

地域市民センターは行政の出張所という扱いでしょうか。

○事務局

行政の出張所という扱いで、公の施設です。職員を2名配置しています。

○中川委員長

市民利用、貸しスペースはありますか。

○事務局

それも色々です。貸しスペースがあるところとないところとあります。市民利用に供する部分として、市民の窓口サービスとして、各証明書発行等があります。公の施設として、施設の利用ができるのが、その中でも公民館を借りているところと、条例上のコミュニティセンターという貸しスペースがあるところとです。

○中川委員長

実質的には、出張所の機能しか持っていないというところもあれば、公民館的機能を併合しているところもあるのですね。その辺の整理の必要があるのではないかと思います。指定管理が受けられる施設なのか、そうでないのか、メニューリストの整理がもう少し必要であると思います。

拝読していると、いかにも清掃・施設管理・草刈程度のことしか任せる気はないのかなと思えてきます。例えば、B市とかC市みたいに地域市民センターの指定管理まで踏み込む覚悟はないのかなと思いますね。どの部局も、踏み込むためには、事前のトレーニングの必要があります。説明会も不可欠だと思います。今の報告を見ている限り、広大な面積があって地域特性がハッキリしているのだから、行政がなすべきことと、住民に分担してやってもらうことを、それぞれが工夫しないといけません。

例えば、信楽と水口とで同じルールは適用できないという話もあります。地域公共性というものの、凸凹を認めていきながらやるという方法でいったときに、地域市民センターを拠点化する、つまり、そこを皆のたまり場にするというのが一番相応しいと思います。そうしたときに今の話だと分かりにくいです。あるところでは出張所機能しかない、あるところでは公民館的機能があるといった部分、出張所機能だけだったら地方自治法により住民自治に代行させられません。それは吏員でないとダメだからです。証明書発行について、コンビニエンスストアでの証明書発行は国の通達で可能となっていますが、行政の証明書の発行は、行政に職員のうち吏員の資格を持っている人しか発行できません。そういう機能をもっているから、出張所機能を指定管理に任せることはできないということになるのです。ところが、公民館機能は指定管理に任せることができます。そのように考えると、各自治振興会がこれは自分たちがコミュニティビジネスとして引き取れる対象の建物であるというイメージできるようにしてあげないとダメだと思います。うちの地区にはこれだけあるなとか、住民の側に力がついたら、これだけお金がもらえることができるといった例や、まだそこまで経営成長していないから、もうしばらく行政直営でいてくれないかなど、そういう話し合いができるようになると思うのです。そういうもののためにメニューリストが整理されればよいと思います。だからもう少し踏み込んで、指定管理を対象とできる建物、公共施設リストを出したらどうかですかね。施設管理・剪定等、各部局ほんとにこれしか考えつかなかったのでしょうか。教育委員会にも言いたいです。移動図書館事業なんかは任せられるということですが、なかなか良いアイデアだと思います。

図書館の分館なんかはあるのですか。

#### ○事務局

旧の5町にそれぞれ図書館があります。それぞれが独立していますが、休館日が重ならないように等連携されている状況です。

#### ○中川委員長

旧5町ごとで、学校図書室があるところとないところがあれば、ないというところには図書室を作る必要があると私は思います。そっちのほうに水準合わせる必要があると思います。そこに学校図書の司書を置くべきだと思いますし、その司書になれる人を自治振興会でどれだけいるのか調べてもらうとか、ビジネスをもっと立体的に描き出して欲しいですね。いかにもリストの内容がゴミ処理とか清掃とか草刈とかばっかではどうかと思います。そうじゃなくてパートナーとして経営者としてお願いしたいという事業項目をもっと挙げて欲しいです。

#### ○中島委員

やっぱりまちづくりですから、まちづくりという構想の中で、こういうのはどうだ

ろう、といったものを持ってもらった方がいいですね。たぶん出来るものはありませんかと聞くと、たぶんこんなですっていった感じだと思います。

例えば、公共交通で市管理の駅の空き室とか遊んでるところが結構ありますが、指定管理どうですかと、もう少し出てきてもよいなと思いました。

#### ○中川委員長

おっしゃったことは、良いことなんです。例えば信楽鉄道の駅のどこかにこの町を案内しますといった観光コーナーを作ってそこを指定管理任せますとか、その位の発想はないのかなと思います。地元の人たちに観光ガイドを束ねてもらって、年間何百万とか稼いでもらうとか、そこからあちこち案内するビジネスを起こすとか、そんなことを行政も考えて欲しいですね。

#### ○澤委員

信楽では行政ではなく、市民ボランティアでやっています。安い料金で案内していて、ビジネスにはなっていない状況です。

#### ○中川委員長

ボランティアだからと甘えていてはダメで、ボランティアが疲れてくれば消えていってしまう。それを種にして、もっと大きく成長できるように、ビジネスモデルの軌道に乗せられるような開発を、すぐにでも自治振興会あたりがビジネスとして捉えて、観光の有料ガイドぐらいに成長させていきたいと、半日コースいくらでやりますとか、そういうことを考えて欲しいです。

#### ○吉田委員

例えば学区区長会を市が自治振興会に委託してくれたら、先ほどの番号1の問題が解消するのではないですか。委託を受ければ、自治振興会が学区の区長会を維持するので、要望、申達を上にあげていくことになります。既にスタッフの方が行っていて、給料コストも発生しているわけですから。そういうところも使えるのではないのでしょうか。

#### ○中川委員長

まだ煮詰まってはいませんが、法人化の話があります。将来的には自治振興会が法人化するということです。区の場合、代表者は区長で、今の場合ですと権利能力無き団体ですから、契約した時に区長個人の責任になってしまいます。大きいビジネスを起こす場合は、法人格が前提となってきます。総務省の通達を待てなければ、さっさと社団法人を作ってもらうのも方法です。NPOよりは社団法人のほうが使いやすくと私は思います。しかるべき法人格制度が成立したら、社団法人を解散してそっちの

法人に移行したらよいわけです。別に大した手続きではないので、解散決議したら終わりです。

#### ○藪下委員

先ほど委員長がおっしゃったように区長の仕事も大変なので、継ぐ人がいなくなっています。我々自治振興会でもよくある話で、ひとつの例として、自治振興会が区長文書配布を管轄してやれば、区長の負担も少しは軽くなります。ただ同じような考えの人、区長経験者たちが集まったかたちでやらなければならないかも知れませんが、それはそれでできると思うのです。区活動交付金の一部を自治振興会で管轄するという方法で上手く活用できないかと思います。

#### ○吉田委員

希望ヶ丘では、自治会の加入率が低いので区長配布文書が市民全員に届きません。この先の話になってきますけれども、加入世帯（配布物を配布する世帯数）となってくると、前提として全市民に配らないという市のスタンスになってしまいます。ここをできたらビジネス化したいと考えています。人を雇って全戸に配りたいのです。これは自治振興会の使命だと思っています。現状のルールによってできないので、痛い思いをしています。何とか情報弱者の人、お金が無くて区入りできない人、自治会費払えない人にも、市の回覧・お便りだけでも届けたいという思いがあります。できればこのあたりも含めて業務委託・指定管理していただけたら嬉しいなと思います。

#### ○西村副委員長

昨日、大原自治振興会で防災の円卓会議をしていて、大原市場と大原中というところが世帯の率からすると半分ぐらいが集合住宅で区入りしていないという現状があります。その人に防災の情報を知ってもらうには、どうしても情報ツールが必要になります。区だけになると止まってしまっています。そういう意味では、吉田委員が言われるようにすごく大切なことだと思います。

実際、H市の色んなまちづくり協議会に関わってきて、公民館活動というのは社会教育と連携したり、自治会の補助をされているので、そこを牛耳ることでまちづくり協議会の幅が広がるのが見ていてよくわかりました。その方が例えば元市役所職員の方であれば、1人入ってもらって運営されたりしているので、上手いこといけば社会教育がまちづくり協議会を発展させるキーポイントになると私は思います。そういう点では、絶対に公民館・生涯学習館というのは、自治振興会が持って色んなことと連携させていくひとつのツールとなり得ます。どうしてもその委託管理は、自治振興会に今後受けて欲しいなと思います。だからそういう方向で自治振興会の方々も心づもりしたり、市のほうも心づもりをして、大体あそこに色んなものが集まってくるシチュエーションを作っておくという方法が良いと思います。

## ○中川委員長

今回の委託できる可能性のある業務調査については第一段ということで、まだまだその他にも事業リストは出てくると思います。別の資料でもわかりますように、既にK市では、各まちづくり協議会に全て指定管理で任せています。H市もそうです。1センターが1住民自治協議会という単位で、上手く経営者になっています。既に2自治体がスタートしており、近づいている自治体も何市かあります。こういう状況からも考えますと、甲賀市もその方向に進む可能性もあるという理解をしておいた方がよいと思います。いつかは地域が公共施設を経営者として、指定管理を受けてそこからビジネスとしてお金を貰いましょうと、そういう時代が近々始まるぞと予想しておく必要があるのではないのでしょうか。そういう施設の候補者を次は出して欲しいですね。大型の体育館とか総合的な文化センターなどは手に余るとは思いますが、小型の公民館や図書館、地域市民センター等は指定管理に任せる時代だと思います。やたらめったら民営化民営化と行って、東京や大阪のビル管理サービス業者に管理料を抜かれるようなことはしないで、地元住民にお金が返っていくように、ビジネスモデルを開発すべきというのが、私たちが意見として言うべきことだと考えています。大手の会社ではなくて、市民にお金を返す。その代わりに市民も経営者になって、成長してください、お願いしますよと。そういうお互いの歩み寄りと乗り入れの世界であると思いついて描いています。お互いに歩み寄って可能性を探しませんか。

あと部局が違うかもしれないけれど、学校で図書室があるところとないところがあるのは子どもにとってかわいそうだと私は思います。図書館と学校の図書室（学校司書）との連携は必要だと思います。絶えず本が入れ替わって、子どもたちにフィットする本が並んでいる、子どもたちがそこを通じて図書館本来の機能に目覚めていって、大きな図書館に出かける能力を持つというのが本来の導き方だと思います。ステップアップしていったらどうですか。そこに市民の力を借りてはどうですか。市民の中に司書の資格を持っている方、経験者は沢山いると思います。

それから、学童保育を自治振興会がやりますよということもできるのではないですか。自治振興会が教員免許を持っている人、保育士資格を持っている人、看護師資格を持っている人をピックアップして、人材バンクのようにプールしてパッケージして受けますよということで、実際に従事してくれた人たちに一定程度の賃金を支払うという仕組みをN市はされている。

## ○事務局

甲賀市も指定管理・委託しているところも一部あります。

## ○吉田委員

甲賀市は少し違ったと思います。社会教育課と子育て政策課とあって、子育て政策課が児童クラブを担当されています。社会教育課がされているのが放課後クラブになるので、居場所づくりと書いていますが居場所づくりでもないです。学力向上のほうと生活困窮者支援のほうと諸々が別れていて、全部で5つぐらい似たような事業が走っているように認識しています。

○中川委員長

それはそれで、整理をしないといけないですね。自治振興会が手出しするのは少ししんどいなと思うのは別にして、自治振興会にやってもらえるものはこれですというメニューリストの開発をお願いしますか。まだまだ、考えていけば他にも沢山ありますよ。例えば、地域包括支援センターはいくつありますか。

○事務局

旧町単位で5つあります。

○中川委員長

統合する予定はありますか。

○事務局

一時期、3つになったこともありましたが、現在は5つあります。

○中川委員長

地域包括支援センターの業務の中で、どうしても手足が欲しいという部分が出てくるとするならば、自治振興会が受けて立ちましようということも有りだと思います。例えば、S市内であれば一人暮らしの高齢者を声掛け訪問する仕事みたいなものもあります。自治振興会で1日何件か持ってくださいとか、そういったこともビジネスモデルになります。そして、その活動が孤独死を防ぐことになるのです。それを全部地域包括支援センターで担うようにと言われても無理で、とても訪問する保健師が足りません。それ全部行政の責任だと言われれば、行政はパンクしてしまいます。そういうこともあり、今回のリストに担当課として挙げてこないのが不思議です。

○藪下委員

確かにこの間、綾野自治振興会の支え合いの円卓会議で、水口包括支援センターからこの区域で年間200件くらいいろいろ困りごとなどの相談があるとのことで、とても対応しきれない部分もあると聞きました。その中で、まちづくり協議会が連携して、つないでいくことをしていかないと、解決する方向に向かないのかなと感じました。ビジネス的にどうこうという話ではないけれども、円卓会議においてそのような

こともありました。現実的に課題としてありますね。

○西村副委員長

厚生労働省がその方向で動いていますね。

○中川委員長

自治振興会があるわけですから、動員できる、お願いできる組織があるということなのでラッキーなことですよ。上手く活用していくべきです。今は全然つながっていないように見えます。支え合いは、単独ではできません。民生委員が持っている災害時要援護者リストもあります。H市で大もめして、交通整理した記憶があります。民生委員と区長がリストを持っているだけになっていて、リストを持っている民生委員を助けるまちづくり協議会になっていない状態でした。いざという時の避難訓練などを一緒にやるわけですよ。その地域の避難訓練で、要援護者を連れてくることをすれば、救助に見合った経費を払いますといった交付金を計算するとか、そういうことをしていかなないと、民生委員が孤立してしまいます。

○吉田委員

民生委員さんの活動については、地域差があると思います。例えば見守りについて、民生委員さんだけで行っている地域があったり、区自治会と連携して行っている地域があったり様々だと思います。

○中川委員長

地域振興会が立ち上がる時の説明でも、今すぐには言いませんが、将来的には地域振興会単位で民生委員とのネットワークを形成してくださいと言うべきです。そうでないと民生委員は動きが取れないです。民生委員におかれても自分たちは厚生労働省の辞令をもらっているという意識を持つのではなく、地域の為、地域との関わりを持たないと仕事が出来ないということを認識していただくべきだと思います。

○中島委員

私たちの自治振興会は民生委員で支えられています。何分の1かは、民生委員です。地域差がやっぱりあるんですね。

○西村副委員長

結構、私たちの自治振興会の核となる人は民生委員が多いです。

○中島委員

プロジェクトで手上げ方式にしたところは、民生委員が多いように思います。部会

にももちろん民生委員の代表というのがありますが、中にはある時の民生委員さんは、何故、民生委員がしなければならないのかと、途中でやめられたこともありました。

ついでに、できたら調べていただきたいものがありまして、法人格を持っている県下のまちづくり協議会等の事例を勉強させてもらいたい。

それと、企業の具体的な参加というのがなかなか難しい。町内の企業なり、地域で小さなビジネスをされている方々とどう上手く関わるか。今は、ビジネスをやっていないものがやっていて、ビジネスのレベルの人たちと変に競合してもいけないし、お互いを足してうまくいくようなモデルを作りたいです。そういう感じで、自治振興会で企業さんが入って良い関係を持っておられるところがあれば教えて欲しいです。確か水口であったように記憶しているのですが、どうですか。

○吉田委員

うちの自治振興会で、今調整しています。

○中川委員長

郡部では企業城下町以外はないのですが、都市部であれば商工会代表は、いわゆる地域振興会に必ず来てくださいと指定席を設けているところも多いです。商工会議所などもそうです。林業が盛んな地域では、執行部に林業組合が入ってたりもします。そういう風に配慮されています。Y市の中部の自治会では、自治会の中に大企業の工場が入っているという事例もあり、企業にも入ってもらった方がよいです。

この案件については、開発余地がありそうなので引き続き指定管理できる可能性のある調査をお願いします。

○事務局

もう少し可能性のあるものを整理して広げていきたいと思えます。

○中川委員長

他にも業務委託できるような可能性のある事業もこれだけではないと思えますので、部局ごとにもう少し掘り下げて自治振興会と手を結びたいと思うようなメニューリストをイメージしてはどうでしょう。

## 5. 自治振興交付金の手引きの見直しについて

○事務局

資料「自治振興交付金の手引きの見直しについて」の説明

○中川委員長

ただ今、「自治振興交付金の手引きの見直し」について説明されました。ご質問やご

意見等がございましたら発言をお願いします。

○吉田委員

これ結局流用できるっていうのは、先に予算書を立てて、そして総会で承認を得ます。その内容から款項目節の予算流用をかけた場合が流用ですよ。予算書を立てるときに基礎交付金いくら、区活動費いくら入ってきている想定で予算立てますけども、これをこっちにしておこう流用しておこうっていう考えはそもそも流用じゃないですよ。その辺がわかり難かったです。できれば先に動かしておける方が見積もりが立つわけです。でもそれがOKだったら流用を使わなくても済みます。流用を使わなかったらぶっちゃけ枠がないという話になってしまいます。算出根拠であって支出根拠ではないという枠取りになってしまうので、枠はないですよと言っているようなものです。どこで歯止め、区分けがされてるのか、市の意見を聞きたいです。

もう一点、2ページの2ですね。配布物を配布する世帯数というところ、区活動費世帯割額ですね。これやっぱり何とかこの中ではそのまま行きますと書いていますけども、9番ですね。定義があいまいな気がしています。配布物を配布する世帯数って言うてたり、区長宛に出ている文書で見ると、今日出されましたよね。区長に区加入世帯数の書類を出して、それには何と書いてあるかということ、区費を支払っているなどして加入されている世帯と書かれています。そもそも甲賀市の場合、区と自治会があいまいなので、そこからやり直さないとこの話は通じないと思います。

○中川委員長

これは、先ほどの回答書で、今後、全世帯を対象とするかについては議論を深めていかないといけないと書いてあります。今日はこの場では答えが出ないということでしょうか。

○吉田委員

ただ、区と自治会が違うことを分かっただけでいいですし、そもそもこう書いてしまうってことは、配布されていない人がいてもいいですってことと一緒になるんですよ。まちづくりの意味で言うと、全員を守ってあげたい訳ですけども、あなたは区費払ってないから区長配布文書はもらえない立場なんですよっていうことをここに書いてしまうことになるので、まちづくりのスタンスとしては間違っていると思います。

僕は自治振興会として活動をするわけですから、区民全員っていう思いがあります。弱者を守るためにも、絶対ここは全世帯の配布をしたいです。ですから、その分の費用もいただいて枠取りをしていきたいと思っています。

○中島委員

現実、私もそうありたいと思っておりますが、実際は区費を払っている所しかできませんという事例も多いので、そこは現状としては、自分でできないけれども自治振興会が穴埋めするということになると思います。区に入っていない人には、区はそこまでしませんというところも多いので、現状は自治振興会がお世話しないとイケないです。ここに書いている区というのは、加入と書いているので、区費を払っていることと捉えていましたが、違いますか。

○吉田委員

うちは区は会費を取っていないんですよ。自治会は会費を取っていますが。

○中川委員長

ルールとして完全に整理されていないように思います。

○事務局

基本ほとんどのところは、区に渡して配ってもらう手間賃的な意味合いのものであると理解しています。自治振興会がそこまで肩代わりしてやってやろうという話は聞こえてこないの、そういうことであれば、配布物を配る数字を言ってもらえれば、その分を自治振興会のほうに渡すことは、できるのではないかと思います。

○中川委員長

それであれば、当該地区の区の加入ということは、いわなくてもよいのではないかと思います。当該地区の全世帯数でよいと思いますし、これは前回議論したのではないですか。

○事務局

全世帯にすればすごい数になってしまって、区のほうに渡してしまうと全体の中で事業加算金が大きく目減りをしてしまう懸念があります。

○中川委員長

予算の話はまた別にすればいいのですが、配布物を配らないとイケないのは、区に加入しているしていないに関わらず、行政は配る責任があるのではないですか。その分を区に代理してお願いしているわけで、加入者にしか配りませんというのは、おかしいと思いますし、裁判して負けた判例もあります。

自治会が広報の配布委託を受けていて、自治会に入っていない人は配らないといって配らなかつたら、それを訴えられて、裁判で負けてしまったのです。広報は全世帯に配るべきものであって、自治会は配布の委託を受けている代理業務をしているだけ

に過ぎないのです。その配布先を区に加入しているしていないで区別することは違反であると訴えられました。だから、その話は別にしないといけないと思います。なので配布物をお願いしているというのならば、自治会に入っている入っていないに関係なく全世帯に配ってくださいという契約にしないといけないですね。

#### ○中島委員

その辺は私も未加入世帯への配布もどうかなと思いついており、市は区をうまく利用して配布してもらっている状況で、そうでなければ、大変ですよということになりますよね。でも、全世帯に配れないという部分が出てきました。区に加入している世帯には配っていますが、加入していない世帯には配っていません。それは、行政で何とかしなさいということは、これまで言ってきましたが、なかなか大変でしょう。行政は地域市民センターに情報を置いておくから取りに来てほしいと、というような言い方をしているかも知れませんが、それでは、公平ではありません。わざわざ取りに来ることはないでしょう、という意味合いではボヤーンとしたままでしたんですけれども、とりあえず自治振興会も何とかしないといけないということもあります。今きちっと区に入る入らないに関わらず、全世帯に配布物が届くような仕組みをつくる必要があると思います。

#### ○中川委員長

区に事務を委任することは可能です。可能ですけど、区に加入してる世帯にしか配らないという契約じゃなかったはずですよ。そういう契約をしていたというのであれば、加入していない人を行政は直接把握しないといけないです。把握する責任が発生するのです。

#### ○中島委員

歴史的には、昔はほとんどの世帯が区に加入していたので、その延長のまま来ているのかなと思います。加入世帯の割合が減ってきているのに、きっちりとまだ整理ができていないのかなと思うのですがどうですか。

#### ○澤委員

区に入っていたが脱会をしますということがありました。母子家庭の家で、ご近所に配布物を配る当番があつて、それが負担であるらしいということです。区から抜けます、配布物もありませんという表現になります。

#### ○吉田委員

それだけではなく、というところがあるので。

○澤委員

ポスティングすればいいだけなのですが。

○吉田委員

困窮世帯って、どうしようかなとは思いますが。

○澤委員

区は申請によって免除しています。区民であっても公平なやり方で、免除してもらってゼロにしている方もいます。

○中川委員長

ただ、区の世話役が配ってもらうことで区にもメリットがあります。どこに誰がいるか、どこの家が一人暮らしであるとか、おじいさん一人で認知症にかかりそうだとかわかるケースもあります。日常的に情報を収集することで、フォーマルなアライバイにもなります。また、それを通じて区に入って欲しいことについて、声を掛けることもできますし、反対に区に入っていないから配りませんというのは危ないと思います。危ない話であり、判例が出ています。

○中島委員

情報を公平に届けることは、行政の責任であるというのは間違いないことでしょう。

○中川委員長

これは団体自治の責任です。団体自治側の配布責任を住民自治の組織へお願いしているのであって、住民自治を受ける側が自分のところの組織の強化のために、非加入者を防ぐための武器として使うことも一時期は認められてきた時期はありました。それは加入率99.9%の時代の話です。それは、入らない人のことを、みんなが何で入らないのかおかしいと思っていた時代のことです。今はそれが通じません。それをちょっと交通整理してくださいという話です。とするとここの書き方で吉田さんがおっしゃった様に当該地区の区の加入世帯数という規程でいけるのでしょうか。あわせて配布物を配布する世帯数は別の定義ではないのか。「または」ではないか。または配布物を配布すべき世帯数ではないか。また見解を整理してください。まだ間に合うと思います。

○吉田委員

地域課題のひとつとして捕らえて、取り組んではいます。例えば、回覧板を回すにしても自治会単位しか回らないので非自治会員をどうするかという扱いになります。甲賀市は区民という定義がなく、自治会の定義ばかりなのです。ほとんどの区は自治

会なのです。ここで福祉面が利いていない気がして困ったことになっていると捉えています。

○中川委員長

地域振興会システムの発達させていく中で、じわーっと区に入っていた方が生活安全上いいですよと示していく方法がよいと思いますね。声も掛けてもらえますといった、加入のメリットについて伝えていくことです。

○吉田委員

流用に関してはどうですか。

○事務局

言われるように、最初に決まったものを途中で変えるというのが流用なので、最初に決めるときに、イメージとしては算定根拠であって、どう使ってもらっても良いということを反映しようとしたのですが、表現する言葉がわかり難かったと思います。

○吉田委員

運営しやすいのは、枠がないのが運営しやすいのはわかっているのですが、そうするとルールがボロボロになるような気がするので、全体補正は止めたほうが良いと思います。

○事務局

基本は、押さえておいて、途中で流用するということですか。

○吉田委員

そうですね。予算書ベースで総会通しての予算書なので、総会に流用した予算書は通さないじゃないですか。総会の予算書ベースで通しておいて、その後足りない場合は流用できるというのが、市がやりたいことではないですか。でもこの記述では、そうになっていないので書き変えたほうがよいと思います。

○事務局

そのように読み取れるように、今後検討してまいります。

○吉田委員

変えたほうが良いと思いますし、あと事務局賃金で見ますと、事業加算金から事務加算金に流用できることになりますから、事務局賃金を雇えるお金を確保できたように取れると思うのです。426万2千円事業加算金がありますから、その内200万

円を事務局賃金に充てようということもできてしまうので、1人雇って不足が生じたから、流用して持ってきますよということがいいのかどうか疑問です。

○事務局

それはいいです。方向性としてはそうです。自治振興会の安定運営のためには、事務局が一番大事であるというのが、これまでの委員会で聞いてきたことですので。

○吉田委員

そうすると、どこかで規制かけておかないと基礎交付金と区活動交付金と事業加算金は、たぶん事務局賃金に特化するところが出てきますね。というのは追加ルールのほうで駆け込みっていうのがありますが、駆け込みは起きるものだと思います。30日以内で駆け込みが防げるとは思えないのですが、駆け込みは起こります。どうするかというと賃金を払えばよいということになると思います。最後余ってきた分は流用してきて賃金に払えばよいことにならないかと心配しています。

○澤委員

個人が受け取ることは、個人所得が増えることにはなりますがそれでいいんですか。

○吉田委員

しっかりと活動をされていればよいのですが、活動しているかどうかは、ほとんどチェックできないのではないですか。人手に渡ってしまうお金に簡単に換えられるってことになりますよ。

○澤委員

それはおかしい。

○吉田委員

私は駄目だと思います。それがよいといっているわけではなくて、それができてしまうのは、結構危険ではないかと思います。例えば100万円余りました。今後の事業は基本も何もないです。一人ひとりの雇用する金額に定めがないので賃金に充当することができます。事務局員は役員、理事でもなれますから危険です、ということです。

○中川委員長

いわゆる内部分配につながる可能性があるということですね。

それは防ぐ必要があります。

○吉田委員

今のままだと、それができる仕組みだということです。やるかどうかは別です。

○中川委員長

前段の10分の1とか50万未満とか縛りがあるのを各項目ごとにも持っておいた方がよいのではないですか。I市やN市では、事務局人件費は他への流用を禁ずるとなっていたと思います。人件費はあくまで人件費として使い切れと、人件費を削って事業費に充てることは許さないというルールであったと思います。

○吉田委員

今の改正案のルールでは、なんでもOKなんです。このルールのままでいくと8ページから事務加算金及び事業加算金と書いていますが、5番の対象外経費と書いているところで、枠の中に事務加算金と事業加算金しか書いてないのです。そうすると何が起きるかという(1)報酬事務加算金と書いてあります。ここの括弧の中に書いてあるんですね。ここに基礎交付金と区活動交付金が出てこない。そうすると流用すると何が起きるかという禁止事項からみんな外せてしまうのです。全部、区活動交付金と基礎交付金に変えてしまったら、基礎交付金は5つの事業ですけども区活動交付金を使って自治振興会に使える、基本的には何を買ってもよくなりますよね。まだ、流用かければルール逃れができる仕組みです。

○事務局

流用をする時に相談してもらおうことになっているので、そこで防げないでしょうか。難しいでしょうか。

○吉田委員

難しいと思いますね。そういう細かいところの逃げ道があるので、もし、自由度が高く使えるようにしておきたいけど、きちっと使ってもらおうと思ったら、基礎交付金、区活動交付金、事業加算金、事務加算金について、一応ある一定のルールを設けた方がよいかと思います。今は2つにしかルールが掛かってないです。あとの2つはというと区自治会へ出ているお金なので何も規制が掛かっていないです。自治振興会にプールされるお金だけが今ルールが掛かっているお金なのです。もしこの2つが自治振興会に留めおかれる場合、監査的には、今度チェックするということになっていますので使いようによっては危ないのではないかっていうのはあります。

○中川委員長

ただ、8ページに事務局員の賃金、役員手当については、原則、事務加算金からのみ支出できるものとしますというくくりがありますが、この原則を破る場合はどんな

場合なのかというのが問われることとなります。今の疑問は8ページの(1)のところ  
でくい止められませんか。

○事務局

いっぱい流用して持ってきたら、できなくなります。

○中川委員長

例えば役員手当となる賃金の額を事前に示しておいてください、というルールはど  
うですか。あとで示すことは通りませんというルールです。

○吉田委員

例えば100万円が事業加算金にあつて、それを事務加算金に流用したら、そのお  
金は事務加算金なので、事務加算金のみ支出できます、ということです。

○中川委員長

その場合は、事務員を増やした等、その事務加算金がなぜ増えたのかを説明できな  
いといけません。間違っても途中で賃金の単価変えました、では通りません。

○藪下委員

もともと事務加算金の赤い文字のところは、消去されているという根拠は、事務加  
算金が9万5千6百円で事業加算金から一割の9万5千6百円で9万5千6百円と9万  
5千6百円の総和では、まだまだ事務局員の賃金が足りないという理由でこれが消さ  
れたのか、9万5千6百円がなくても先ほどおっしゃった総枠の2千万円を23で割  
った額で十分9万5千6百円より以上のものが賄えるという意味合いで消されたの  
か、どうですか。あるいは委員長が言われたように事業加算金が最悪、変なことにな  
るなど思いましたし、根拠はこれはそこにあるのではないんですか。

○事務局

大きくひとつはあります。

○藪下委員

9万5千6百円では足りないですよといったところや、最低賃金も上がったことか  
らということで止めておくべきだと思います。もうひとつ役員手当について、自治振  
興会がもっと実力を蓄えて自力で立ち上がれるようになったら、役員の手当はもらっ  
ていいのではないのでしょうかというのが、私自身のスタンスです。そこは今の状況で  
は事業加算金から手当てを持ってくるのはどうかと思います。

#### ○中島委員

追加のルールのところ、物品の購入とか駆け込みで使ってしまうのはいけないという一定の歯止めは、人件費も同じだと思います。当初の人件費は決まっていますが、年度末に急に上げるというのは監査で指摘を受けるだろうし、チェック機能をしっかりしていればよいのではないのでしょうか。

#### ○吉田委員

その辺のルールが整備されないので、ちなみに今回、行政監査を受けて、口頭で言われている内容ですが、基礎交付金と区活動交付金は区・自治会に出すと言われていました。自治振興会名義の領収書で切ってもらってください、となりました。そうしないと、自治振興交付金の40%のお金の詳細について、何を買ったのか、何に使ったのかわからない、振り込んだことがわかるものしかないのはいけないと言われました。スルーは絶対駄目です。

#### ○中川委員長

その件については吉田委員から意見を聞いていただいて、抜け道のないようにしてください。藪下さんが最後おっしゃった自主自立して行ってそれなりの成功報酬として役員に出してもいいのではないかについては賛成です。その場合は、会計を別にすればいいのです。地域交付金会計、一般会計、事業会計に分けて、事業会計のところであがった利益の1%とか2%とか渡しますというのは可能です。ここで言っている交付金の中の役員手当では縛りが掛かっているからこれ以上は出せませんということです。特別会計を作ることを制限しているものではないので大丈夫です。今の話は、交付金の中でのやり取りです。

それではいくつか宿題が残りましたが、次回もよろしく願いいたします。

#### ○事務局

次回の日程については、調整し2月18日以降で、時間は14:00～16:00の予定です。決まり次第連絡させていただきます。

これをもちまして、第9回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会を終了させていただきます。